

# 平成22年塩尻市議会6月定例会

## 総務環境委員会会議録

日 時 平成22年6月16日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第 1号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 13号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 12号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く) 第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

陳情6月第1号 長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情

### 出席委員・議員

委員長 森川 雄三 君

副委員長 山口 恵子 君

委員 古畑 秀夫 君

委員 金田 興一 君

委員 小野 光明 君

委員 中野 長勲 君

委員 古厩 圭吾 君

委員 白木 俊嗣 君

議長 塩原 政治 君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

事務局長 酒井 正文 君

事務局次長 成田 均 君

議事調査係長 中野 知栄 君

午前9時58分 開会

委員長 おはようございます。少し時間に早いようではありますが開催をしたいと思います。それでは、ただいまから6月定例会総務環境委員会を開催いたします。本日、全員の委員の皆さん、集まって出席でありま

す。それでは、始めにですね、本日の日程を副委員長のほうから報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。

**副委員長** おはようございます。本日の日程を申し上げます。本日は委員会付託案件表に従い協議を進めていきます。終了した時点で休憩をとりまして、協議会を開催をしたいと思います。協議会の内容につきましては、地方税法共同化に対する説明を総務部より説明をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、終了後に平成22年6月第1号陳情に対して、審査を行いたいと思います。全て終了しましたあとに、改築された広丘消防署の視察を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**委員長** ありがとうございました。

それでは、審査に入る前に理事者からごあいさつがあればお願いいたします。

### 理事者あいさつ

**副市長** どうも、おはようございます。6月定例会総務環境委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。後ほどまた紹介をしていただくとおもいますが、職員等も年度末の異動でかわっておりますので、また、新体制でやっております。よろしく御指導お願いしたいと思います。

なお、本日の委員会には、条例案件3件、人事案件1件、予算案件1件をお願いするわけでございます。それぞれ担当の課長等から詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきましてお認めいただきますようお願い申し上げます。簡単ですが開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**委員長** ありがとうございました。ただいまもお話がありました。この4月にですね、役職あるいは担当のかわった職員の皆さんには、自己紹介をお願いいたします。

### 〔職員自己紹介〕

**委員長** ありがとうございました。

審査に入りますけれども、直接、関係のない職員の皆さんは、適宜に御退室いただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議案審査に入りますが、発言に際しましては、委員長の指名を受けた者のみといたします。円滑な議事進行への御協力をお願いいたします。

### 議案第1号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

**委員長** それでは、始めに議案第1号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

**人事課長** それでは、議案関係資料をお開きいただきたいと思います。1ページ、議案第1号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

改正の理由は、雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするもので、概要は、失業中の退職者への退職手当の支給で引用している雇用保険法の条項を改めるものです。

2ページの新旧対照表をごらんください。第10条の失業者の退職手当ですが、公務員の場合は、雇用保険法の適用となりません。公務員を退職後、失業している場合に、雇用保険法の失業給付程度のもを補償するという趣旨で、この退職条例の中に失業者の退職手当という項目を設けています。今回の改正は、対象となる事項のうち、支給対象者である短期雇用特例被保険者が季節的に雇用される者と雇用される期間が1年未満の者の二つあったのですけれども、雇用される期間が1年未満の者が、雇用保険法の一部改正により除かれたため、条例第10条第7項及び第8項を雇用保険法にあわせて改めるもので、今回の改正で言う、季節的に雇用される者について、当市で該当するケースはありません。

3ページにつきましては、雇用保険法の条例に伴い改正するものです。

施行日につきましては、公布の日から施行するものです。よろしく願いいたします。

**委員長** それでは、御説明をいただきましたので、質疑を行いたいと思います。委員より御質問等ございましたら、お出しただければと思います。

**小野光明委員** これ、対象となるのは、一般職員のみということなんですか。

**人事課長** 今回、市に関係するものでありますので、一般職員という形になります。

**小野光明委員** そうすると、臨時とか嘱託は対象にならないということでしょうか。

**人事課長** 市のほうで雇用しています非常勤職員の場合ですけれども、今回の勤務時間がですね、まず、前提として18日以上勤務した月が12カ月を超えるという形になりますので、市の場合には2月と8月に勤務日を17日という調整をいたしておりますので、今回の該当には当たりません。

**古畑秀夫委員** ちょっとわかりづらいが、結局、雇用保険だから、これは、市の職員は全然関係なくて、短期雇用というか、そういう方が退職したということのわけだよね、これ。

**人事課長** 説明が悪くて済みませんが、まず前提としまして、この短期雇用特例被保険者というのがですね、季節的な労働者という形で、対象としている、想定しているのは、スキー場などのですね、勤務状態を予定しております。冬場、当然、だけの勤務という形になりますと、期間が当然限られてしまいますので、今回は、こういう該当する者は、塩尻市では該当がないということになります。

**委員長** よろしいですか。ほかに。

それでは、ないようであります。議案第1号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第1号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

## **議案第2号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

**委員長** 続きまして、議案第2号塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**人事課長** それでは、4ページ、議案第2号塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が6月30日から施行されることに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け行うものです。

概要として(1)塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、職員の配偶者が常に子供を養育できる状態であったとしても、育児休業等をとることができるというものです。

(2)としまして、塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正につきましても、職員の配偶者の状況にかかわらず、育児又は介護のための早出遅出勤務の請求と時間外勤務の制限ができるとするもの。3歳未満の子供を養育するために時間外勤務の制限の請求をした場合、基本的に時間外勤務をさせてはならないというもので、改正趣旨は、少子化に対応し、社会全体で子育てを行えるように仕事と育児の両立支援制度を整え、育児休業を取得しやすいように勤務環境を整備するものです。

5ページの新旧対照表をごらんください。現行の第2条の第1号非常勤職員及び第2号臨時的に任用される職員は、今回の改正で育児休業をできる対象となるため削るもので、第5号、第6号では、配偶者が育児休業中でも同時に育児休業を請求できることとなり、また、これに伴い職員の配偶者が常に子を養育できる状態であったとしても育児休業をすることができることとなり削るものです。

第2条の2については、前段として育児休業を取得できる回数は、同一の子について原則1回に限られています。その子の出生の日から条例の定める期間に育児休業をした夫は、特別な事情がなくても再び育児休業をすることができることになりましたので、その期間を出生から起算して8週間を経過する日の翌日、つまり57日間と規定するものです。

次の6ページをお願いいたします。第3条第3号では、病気などの障害で子を養育することができないことにより育児休業が取り消されたあと、再び養育することができる状態に回復した場合、育児休業を認めるものです。

第4号では、夫婦で子を交互に養育するため、あらかじめ任命権者に申し出て育児休業をして、この育児休業が終わったあと、配偶者が3カ月以上育児休業により子を養育したことが掲げられていましたが、今回の改正で、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が申し出て最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業をすることができるとしたものです。

第5条の育児休業の承認の取消事由では、職員の配偶者が常にその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の承認の取り消し事由に当たらないこととなったため改めるものです。

第8条の部分休業をすることができない職員については、第2条の育児休業にかかわる改正理由と同様により削除するものです。

次に8ページをごらんください。塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正ですが、第5条の2第1項及び第2項の改正は、先ほどの条例同様に、職員の配偶者が常にその子を養育することができることとなった場合でも、育児又は介護のための早出遅出勤務の請求をすることができるとするものです。

9ページをごらんください。第5条の3に第2項の追加につきましては、職員が3歳未満の子を養育するために、超過勤務の制限の請求をした場合には、その職員の業務の処理上、困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならない規定を新設するもので、以下は、条ずれなどの整備をするものです。

施行日につきましては、平成22年6月30日とするものです。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、委員の皆さんから質問等ございましたらお出しいただきます。

**金田興一委員** これは実際には、育児休業、今までもうんと少ないんですよね、取得が。それで、今の5条の3の関係で、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合っていうの

は、例えばどんな場合を想定をしているか、ちょっとわかりやすく説明いただけますか。

**人事課長** その職員でなければですね、処理するのに相当に難しいということで、そういうことが本来はあってはいけないと思うんですけども、基本的にですね、ほかの者ではなかなか処理が難しいという特殊なケースというふうに考えています。

**金田興一委員** その特殊なケースを私どもにわかりやすく、どんな職種か、どんなあれかっていうのを。

**人事課長** 係長のほうから。

**職員係長** この事例につきましては、具体的にはですね、近々会計検査が入ってですね、その担当職員のみしかわからないという、先ほどの説明に該当するような場合が想定されるということでございます。以上です。

**金田興一委員** 結構です。

**委員長** よろしいですか。

**金田興一委員** はい。

**委員長** ほかにございますか。

**小野光明委員** 女性は、まず育児休暇ってのはとると思うんです。男性の取得状況って、今、どのくらいなんでしょうか。

**人事課長** 現在、男性につきましては1名でございます。

**小野光明委員** 現在、取得者は1名。これまでっていうと、どんな状況なんでしょう。

**人事課長** 過去にですね、3件ございましたけれども、今回取得している、現在取得中は1名ということでございます。

**小野光明委員** この条例改正によって、どの程度伸びるとお考えでしょうか。

**人事課長** これについてですね、すぐに男性職員の取得がふえるというふうには考えにくいんですが、この制度を整備していく中で徐々にでもですね、進行、進んでいくと思うんですが、全国的に男性職員が取っているというのは、まだ、現在、少ない状態でありますので、今回の改正で多少なりともふえていくというふうに考えられます。

**小野光明委員** そのふえない理由は、どんなことが考えられるでしょうか。

**人事課長** 育児休業の場合には、基本的に無給という形になりまして、やはり経済的な問題とか、あとですね、仕事と育児をどちらを優先するかという認識とか、そういうことだというふうに考えられます。

**古畑秀夫委員** この前、育児休業をとると、そこは穴があいちゃうわけですが、その穴埋めみたいなのは、どんなような形をとるわけでしょうか。

**人事課長** 本来でしたらその周りが補助し合えばよろしいんですけども、そればかりではいけませんので、嘱託職員等を補充すると、そういうような対応をするという形になります。

**委員長** よろしいですか。ほかにございますか。

**中野長勲委員** 育児休業をとった場合の職員の給与、賞与も含めた中でどんな関係になるか。

**人事課長** 係長のほうから。

**職員係長** 先ほど課長が説明申し上げましたとおり、育児休業中については、職務に服さない、給料が出ないと、こういう原則がございます。ただ、我々は民間で言います健康保険っていうものには加入しておりまして、そ

れにつきまして育児休業の手当金というのがあります。これは、子供が1歳になるまで、約、お給料の6割程度の給付がされるということの補てんがございますけれども、基本的な給料的な面からすると無給という扱いでございます。以上です。

**中野長勲委員** 無給は無給だけれど、年末年始、年末年始ってないけれども、賞与の場合、どういう差しさわりがありますか。

**職員係長** 賞与につきましても、賞与の起算となる基準日、その期間にですね、少しでも育児休業にかかっている期間があれば、計算上は算出されるということでございます。ですから、今回、6月1日で6月の給料を決定しておりますけれども、5月の途中まで勤めていて、5月から産休に入ったというような方につきましては、当然、計算上の割り戻しが発生しますけれども、賞与分については、計算上、算出されるということでございます。

**委員長** よろしいですか。ほかによろしいですかね。

ないようですので、それでは、議案第2号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

### 議案第13号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

**委員長** 次、議案第13号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

**消防防災課長** 追加議案の追加の議案関係資料1ページのほうをごらんをいただきたいと思います。議案第13号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。まず、1つ目の提案理由でございますが、児童扶養手当法の一部が改正をされまして、本年8月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をしようとするものであります。

2の概要でございますが、児童扶養手当に係ります損害補償の規定につきまして、引用しております児童扶養手当法の条項に改めるものなどがございます。

3の新旧対照表につきましては、後ほど御説明申し上げます。

4の条例の施行等につきましては、本年8月1日から施行しようとするものであります。

次に新旧対照表の2ページ並びに3ページのほうをごらんをいただきたいと思います。右側が現行、左側が改正案ということになります。引用条文のうちアンダーラインの引いてある部分について、改正をお願いをするというものでございます。この条文につきましては、児童扶養手当と消防団員等に係ります損害賠償との受給調整につきまして、いわゆる二重支給にならないように調整を定めている規定でございます。当市の消防団員等につきましては、該当者は現在のところございません。具体的に説明いたしますと、今回、児童扶養手当法の一部の改正された内容でございますけれども、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されるということになったわけでございますが、仮に消防団員が殉職をした場合、市町村から遺族に年金が支払われまして、子供がいることによって加算がされます。母子家庭には、児童扶養手当が支給されることとなりますので、いわゆる、二重に支給をされるという形になってしまいます。こういった場合に支給調整をするというのが、この条文の内容でござ

います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を願います。委員の皆様から質問等ございましたらお願いをいたします。

**小野光明委員** 消防団員等とありますけど、消防団員以外だとどんな人たちが対象なんですか。

**消防防災課長** まずは非常勤の消防団員、それから非常勤の水防団員、それから消防法に基づきます消防作業に従事をする者ということになります。以上でございます。

**小野光明委員** 日赤奉仕団とか、そういう人たちは入らないんですか。

**消防防災課長** 入りません。

**委員長** ほかに。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないですね。

それでは、議案第13号について、全員一致をもって認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第13号については、議決すべきものと決しました。

#### 議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

**委員長** 次に議案第9号であります。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

**人事課長** それでは、議案関係資料25ページをお願いいたします。議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。提案理由ですが、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものです。地方税法第423条第3項の内容につきましては、当該市町村の住民、あるいは市町村税の納税義務者、または、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得まして、市町村長が選任するという内容でございます。

2の概要でございますが、現在の委員3人のうち、百瀬宏一氏がこの7月14日に任期満了となります。これに伴いまして、再び百瀬氏を適任者と認め選任しようとするものでございます。百瀬氏の略歴につきましては、次の26ページを参照していただきたいと思います。大小屋出身で現在66歳ということでございます。なお、百瀬氏につきましては、平成19年7月15日から固定資産評価審査委員長をお務めいただきまして1期、今度再任ということになりますと2期目に入るとい形になります。

なお、固定資産評価審査委員会委員につきましては、任期3年でございます。以上、よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から御質問があれば。

**小野光明委員** 不案内でいけないんですけど、この審査委員会ってのは、普段、何やってるんですか。

**委員長** 課長。

**監査委員事務局長** 事務局をやっておりますので、私のほうからお答えしますが、固定資産の評価に対する不服申し立ての処理をやることになっておりますが、昨年で申しますと、評価がえがございましたので、1件不服申し立てがございまして、その案件に対して不服を処理した経過がございまして、委員会は常設でございますから、必要の都度開催することになっておりまして、昨年は、委員会を4回ほど、勉強会を含めまして開催した

経過がございます。以上です。

**委員長** 失礼しました。事務局長さんでしたね、訂正させていただきます。

**小野光明委員** やはり、評価がえの時は忙しいかと思うんですけど、何て言いますか、専門知識を持った方がいて、具体的に固定資産の評価がえををすると思うんですけど、その委員の人たちは一般の市民ということで、どんな、こう意見を出して最終的には法として決めるんですか。

**監査委員事務局長** 評価に対する不服申し立てだもんですから、例えば、ことしもまだ出てきてはおりませんが、電話等での照会は、いわゆる、納付書が出ますと、端的に言いますと固定資産税が高いと、その評価はどうなってるんだって税務課のほうに聞いてもらえばいいんですが、その評価自体に不服がある時には、出てくる可能性はございますので、常時置いておかななくてはいけないということで、地方税法上、常設の委員会として設置されているといったところでございます。以上でございます。

**委員長** ほかに、よろしいですか。

それでは、議案第9号についてであります。原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第9号については、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。

**議案第12号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正**

**委員長** 次に議案第12号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。説明を求めます。

**地域づくり課長** それでは、お手元の議案書のほうをお願いしたいと思います。16、17ページをお願いいたします。2款総務費の1項総務管理費8目地域づくり振興費中がございますが、地域づくり推進事業の一般コミュニティ助成事業補助金として250万円をお願いするものです。内容につきましては、財団法人長野県市町村振興協会が実施いたしますコミュニティ助成事業の間接補助でございまして、長畝区が地区コミュニティの伝統文化継承のために祭典の備品等を整備するものの補助金でございます。

**秘書広報課長** 続きまして、15目国際交流推進費でございます。今回、この8月に、私どもの国際交流員が交代するということになりまして、その交代に要する経費でございます。報酬につきましては、来日日程の関係で、新しい方と重なる部分がございますので、その重なる部分の補正をお願いしてございます。また、特に旅費の関係につきましては、帰国する旅費と、また新しい方の研修旅費等でございます。また、負担金につきましては、こちらが、今度、新たにお見えになる方の協会への負担金という形でございますので、総額66万2,000円でございます。以上です。

**総務部長** 歳入もいいんですかね。

**委員長** はい、いっちゃいます。この場面の歳入ですか。

**総務部長** 議案12号の歳入。終わりですが。

**委員長** 歳出は終わり。それじゃあ、歳入をやってください。

**財政課長** それでは、10、11ページをお願いいたします。使用料中、塩嶺体験学習の家使用料81万円に



つきましては、本定例会に提案いたしました設置条例に基づきまして、宿泊、日帰り、屋外炊事場の使用料で合計 81 万円を計上するものでございます。

次の国庫負担金中、母子生活支援施設措置費等負担金 158 万円につきましては、母子生活支援施設への入所と助産施設での出産措置費にかかわる負担金を補正するものでございまして、負担率は 4 分の 2 でございます。このページの一番下にですね、これに対する県の負担金 79 万円がございまして、県の負担率は 4 分の 1 でございます。

上のほうに戻りまして、国庫補助金中、高等技能訓練補助金 317 万 2,000 円につきましては、母子家庭高等職業訓練促進費支給事業、この申請者の増に伴いまして、国庫補助金のほうも補正するものでございます。

次のセーフティネット支援対策等事業費補助金 381 万 6,000 円の減額につきましては、失業者等の住宅手当給付に対する補助金でございますが、これにつきましては、次の 13 ページをごらんください。一番上に住宅手当等緊急特別措置事業補助金、県補助金がございまして、この県の補助交付となったために、こちらに振りかえるものでございます。国庫補助金のほうが 381 万 6,000 円減額に対しまして、県の補助金が 612 万 6,000 円ということで 231 万円の差額がございまして、生活保護者の就労支援事業といたしまして、就労支援員の設置に対する補助金が増額となるものでございまして、18、19 ページをごらんいただきたいと思いますが、18 ページの下のほうに県支出金として 231 万円を充当してございます。これが、その差額の 231 万円にあたるものでございます。

歳入のほうに戻りまして 11 ページのほうをお願いいたします。4 目商工費国庫補助金中市街地再開発事業補助金（塩尻駅南地区）1 億 4,580 万円につきましては、国の内示により増額になったことに伴い増額するものでございます。

その下の暮らし・にぎわい再生事業補助金（大門一番町地区）6,480 万円につきましては、ウイングロード 3 階に設置いたします子ども広場整備に対する補助金でございまして、補助率は 2 分の 1 でございます。

次のページをお願いいたします。上から 2 つ目の県補助金でございまして、緊急雇用創出事業補助金 1,454 万 3,000 円につきましては、ウイングロード 3 階に設置する子ども広場の嘱託員及び臨時職員等にかかわる経費に充当するものでございます。

次の市街地再開発事業補助金（塩尻駅南地区）3,333 万円につきましては、県の内示がございまして、上限額としてこの額が認められましたので、3,333 万円を計上するものでございます。

財産収入中ウイングロード貸付料 700 万円につきましては、商業施設分の貸付料収入を計上するものでございます。

基金繰入金中、財政調整基金繰入金 3,369 万 9,000 円につきましては、今回の補正予算全体にかかわる財源調整分として基金から繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。諸収入中、一般コミュニティ事業助成金 250 万円につきましては、先ほど説明がありました長野県市町村振興協会に申請をいたしました長畝の助成事業が採択されたことに伴い補正するものでございます。

その下の青少年健全育成助成金 100 万円につきましては、こちら、自治総合センターに申請をしていた助成事業が採択されたことに伴いまして補正するものでございます。

次のこども広場利用カード代10万円につきましては、こども広場利用者の登録カードにかかわる作成費用分の収入を計上するものでございます。

次の交通災害共済事業交付金596万1,000円につきましては、長野県民交通災害共済から交付金の内示があったことにより補正するものでございます。

次の塩嶺体験学習の家寝具クリーニング等代35万円につきましては、シーツのクリーニング代等の実費徴収分を計上するものでございます。

次の市債中、一般補助施設整備事業債（塩尻駅南地区市街地再開発）2,720万円の減額につきましては、先ほどの国及び県の補助金の増額によりまして、市の負担分が減額になりますので、市の負担分に充当しておりました起債を減額するものでございます。

次の合併特例事業債（暮らし・にぎわい再生事業）1億5,920万円につきましては、暮らし・にぎわい再生事業補助金の改修工事負担金にかかわる起債分を補正するものでございます。

歳入につきましては以上でございますが、続きまして4ページをお願いいたします。第2条債務負担行為補正でございます。一般財団法人塩尻市振興公社がその事業を行うために各金融機関等から借入する金額に対する債務保証の最高額を4億6,560万円に変更するものでございます。

続きまして、次のページの第3表地方債補正でございますが、先ほど歳入の市債のところでも御説明をさせていただいたとおり、塩尻駅南地区市街地再開発事業にかかわる一般補助施設整備事業債と暮らし・にぎわい再生事業にかかわります合併特例事業債の額を補正するため、限度額をそれぞれ変更するものでございます。以上でございます。

**委員長** それでは、歳入、歳出両方とも御説明をいただきました。これより質疑に入ります。委員の皆さんから御質問等ございましたらお出しいただきます。

**白木俊嗣委員** 11ページのさ、塩嶺体験学習の使用料の関係だけだね。これは、例の鉾研工業の関係だよ。あれ、鉾研工業は、最初、何か市が管理して、あとは、何か北小野振興会なんか委託するっていうような話だったけど、それは、どういう話だったっけ。

**副市長** 当面は市が直営でやるっていう答弁をしてあると思いますけども、当面、今、こども教育部のほうで担当しておりますので、こども教育部のほうで担当してやっていくと。ただ、地元の皆さん等も協力していただけるっていうようなことで、一生懸命、今、何て言いますか、協力会みたいな組織ができておりますので、将来的には、何らかの、そういうことも考えていかなきゃいけないっていう答弁を前回やってあると思いますので、即、ここで委託するっていう考えは持ってません。

**白木俊嗣委員** 実はいろいろね、うわさの話の中でもって、ちょっとそんなような話、聞いたもんで、当面は、市が管理して、あとは、地元だか、その北小野振興会っていうような話、ちょっとちらっと聞いたもんでさ。それじゃあ、当面では、どのくらいの期間は市が管理していくわけ。

**副市長** ちょっとそれは、ここで何年っていうのは、ちょっと申し上げられないですが、状況を見ながらですね、そういう状況になれば、お願いしてたほうがいいんじゃないかと。市がずっとやるっていうことじゃなくてですね。ただ、いろんな事業をやってく中で、子供たちだけじゃなくてですね、そういういろんな地元でも体験農場みたいなこともやったらどうかっていうような提案もありましたので、そういうのを含めて利用、そ

ったこの施設ですから、利用、活用をしていただけたほうがいいと思いますので、そんなことを、今、検討しているところですので、オープンしてちょっとやってみないとどういう状況になるかわかりませんのでね、そのことを地域の人たちもせっかくのところだから、というようなことでまとまってきていただいておりますので、そういうことで、うまくやっていければいいのかなっていうぐあいに考えています。

**白木俊嗣委員** 実は、この前、通ってみたらね、ことし、予算でもってね、買えそうだっていうことでもって、予算1,500万円だか1,600万円、認めてあるわね。一向に手がついてなんだもんでさ。そして、きょうみたいにクリーニング代だ、使用料だなんていっぱい出てくるもんで。どうせだったら早くやってもらわなきゃあさ、こんな夏季講座じゃないけどね、これにあわせてやらねえことにはさ、子供たちだったって通常の月はえらい利用することはねえと思うんだよね。

**副市長** ちょっと、私もその後見てないですけども、今、改修工事、内装とか、雨漏りがちょっとありまして、その部分の、これは最初からわかってますけども、その部分の補修等をやっておりますして、その7月上旬、7月上旬だと思いますけども、オープンするという目標がありまして、できるだけ、その夏休みも入ってです、やりたいということで担当のほうも頑張っておりますので、まもなくきれいになると思います。

**金田興一委員** 15ページの諸収入の中の雑入のこども広場利用カード代10万円。これ、あそこは、こども広場を利用するについては、会員にならなきゃならない。それで、会員になるについては、200円というように聞いているんですが、これ見ると10万円を200円で割れば500人っていうことで、いつか、8月オープンとしても7カ月くらいあるので、今、こんだけ期待をされている時に、オープンと同時に、その前後、その近くが、わぁーっと人がふえると思うんだけど、500人というのはちょっと少ない見積もりじゃないかなと思う。500人で、1軒で2人いて1,000人で、毎月来たって何人になるのかなという。どういう計算で、この10万円ってのを出したものか、そこだけ。

**財政課長** 今、委員さん、おっしゃったとおりですね、500人分の予算計上でございます。おっしゃるとおりでございますして、私どものほうも期待をしてですね、1,000人、2,000人となればよろしいんですが、当面、最初の予算計上ということでですね、とりあえず10万円程度という形で計上させていただいて、推計自体がですね、ちょっと今、難しいものですから、歳入の計上自体は、一応、今、おっしゃったとおり500人で計上させていただくということでございます。

**金田興一委員** いろんな機会に岡谷、茅野へ行っている人が300人近くいるという。そういう話が何回も出してる。その人たちも、当然、私どもは帰ってくるものと見てるわけなんだよね。それにプラス200人だけど、ちょっと少ない数だと思うんだよね、鳴り物入りでやっている割に。

**副市長** 1回、1年間っていったような感じの登録料ですので、毎日来ていただいても200円ということをやっておりますので、確かに岡谷とか茅野に行っている方は、1,000人とか2,000人とかいう累計数字だと思いますので、そういう人たちも大いに利用していただけたらと思いますし、なかなか、こういう予算、見積もり、あまり大きく広げてもらうということもございますので、一応、500人って推定してやって、やらせていただいておりますのでお願いします。

**金田興一委員** わかりました。これが倍にもなれば、それで結構なんで、わかりました。

**委員長** ほかに。

**中野長勲委員** 17ページの国際交流員ですが、ここで交代するというような新聞でも見たんだけど、これはあれですか、本人の希望なのか、それともこの国際協会の、何て言うか指図なのか、その辺はどうなんです。

**秘書広報課長** 国際交流員の任期につきましては、1年単位ということになっておるわけですがけれども、最長で5年間、本人の希望があれば更新が認められます、ということで、今回ですね、現在の交流員ですがけれども、ここでちょうど3年が終わる形になりますので、ここで一たん、また自分のお国へ帰られまして、さらに勉強したいという希望も本人からありましたので、交代という形になりました。以上です。

**中野長勲委員** 過去にはね、今現在、貼ってあるように、何か塩尻のイベントの中では、やはりこの国際交流員の力だったと思うんだけど、今回の、このカナダから来てた人は、去年かな、講演会もやってくれたり、なかなかいいかなと思ってたけど本人の希望となればね、これはしょうがないと思うけれど、できるもんなら最長5年くらいいて、もう少し根づいてもらえば、市民とのコミュニティも広がると思うんだけど、その辺のところはあれです、もう2年ばかりいてもらえないかっていうような要望は通んなかったですか。

**秘書広報課長** 委員さんのお気持ちは私たちと一緒にございまして、私たちも交渉をしまいいましたけれども、本人の学習意欲と、もう一つは、将来に向かっての伴侶につきましてですね、なかなかいい方が、ちょっといそだというような雰囲気がございますので、それも込みですね、今回の交代と。以上です。

**中野長勲委員** この交流員さんは、この日本に関心を持っているというようなことも言われておったんですが、これは本人のそういうことならしょうがないと思う。実際は、報酬とかそういうものは、本人に、これ、渡すわけですか、それとも、文化協会を通じて本人が報酬をもらうのか、その辺はどうです。

**秘書広報課長** ここにございます報酬につきましては、私どもが直接、本人の口座のほうへ振り込むという形をとらせていただいております。一番下にございます自治体国際化協会負担金という形でありますけれども、これにつきましては、新しく来日される交流員の方がですね、この時期、日本全国の自治体で交代することが見込まれますので、そこで全体のそういった渡航費用等につきまして、協会のほうで調整等もございまして、今回、来日にあつた経費につきましては、負担金形式という形をとっております。以上です。

**小野光明委員** 関連でいいですか。この、今の負担金ですが、来日経費ということと特別旅費も盛ってあるんですけど、これ、二重取りにならない。

**秘書広報課長** 先ほど補正のところでお説明いたしましたけれども、特別旅費につきましては、こちらはですね、帰国、現状の交流員の方が帰国する際の費用と新しい方の研修、来日直後研修ってのがございますけれども、その経費でございます。負担金につきましては、先ほど御説明したとおりであります。以上です。

**小野光明委員** 今、ほとんど航空運賃かと思えますけど、相当安くなってるんですが、これは、どんな経緯、こちらの自治体国際化協会に預けて、そっちが買うようになってるんですか。

**秘書広報課長** 先ほど御説明したとおり、負担金につきましてはそういった形式でございます。以上です。

**小野光明委員** いわゆるこの旅費も自治体国際化協会に預けて、自治体国際化協会が全部手配してるんですか。

**秘書広報課長** 説明が足りなくて申し訳ございません。特別旅費につきましては、本人に直接お渡しするという経緯です。

**小野光明委員** それと、この負担金ですけど、確か予算でも自治体国際化協会の負担金があったと思うんですけど、またこれを払うというか、大体、当初で払っていけば、この負担金はいらないだろうし、何か、いろいろ

これも、いわゆる事業仕分けで対象になった団体だと思うんですけど、どうですか。

**秘書広報課長** 当初計上7万2,000円させていただいております。これにつきましては、この協会への負担という、加入団体としての負担ということでございますし、今回の補正につきましては、旅費相当額ということの中の負担金計上であります。以上です。

**小野光明委員** ありがとうございます。

**委員長** よろしいですか。ほかに。

**白木俊嗣委員** この財産収入のね、ウイングロードの貸付料というのは、これは何、ちょっと当初予算のあれ、予算書を持っているかわかんけど、テナント料とかああいうものは、平方メートル、どのくらいでもって貸してるわけ。

**財政課長** 今回、補正予算で計上いたしました700万円につきましては、テナント収入のうち純然たる貸付料でございます。テナント収入って言いますと、警備とか、清掃とか、そういったものを全部含めてテナント料として収入いたしますんで、そのうちの貸付料について収入としていただくと。

**白木俊嗣委員** それはわかっているけど、テナント料は、平方メートルどのくらいもらってるわけ。

**副市長** 振興公社のほうでテナント料はやらさせていただきますけれども、この前もお答えしましたけれども、個々のテナント料は言えませんので、勘弁していただきたいと思えますし、合計については、ちょっと私も今、資料を持ってませんので、もし、あれでしたら、また、あれですけど、済みません。この700万円ってのは、市が、結局振興公社にウイングロードビルを9,800万円を買って、一応、貸し出すわけですので、その代金9,800万円と修繕等の経費を入れて6%分、700万円を計上させていただいております。

**白木俊嗣委員** ここにある改修費でもってね、相当、4億円から5億円近いものを出して、かけるもんで、例えば、個々にはわからない、発表できなければ、それは本来は発表すべきものだと思うけどさ、平均でもいいけどさ、平方メートルどのくらいのテナント料か、後でいいけど、もし、わかったら調べておいてほしい。

**小野光明委員** 17ページですね、地域づくり推進事業の一般コミュニティ助成事業補助金ですけど、長畝の祭典の備品ということなんですけど、具体的にこれ何ですか。

**地域づくり課長** 長畝で補助対象としますのは、お祭りの時ののぼりを立てるアルミポールが1対、2本ございます。それから太鼓が1基、あとじゃっぱと申しまして、シンバルとしてもらえばいいんですけど、その楽器が2つ、あと篠笛が15本とちょうちんを5張り整備するものがございます。以上です。

**小野光明委員** 祭典がらみになるといろいろ難しい問題があると思うんですが、そのアルミポールというのは、いわゆる神社ののぼりになると思うんですけど、こういうものも認められるものなんですか。

**地域づくり課長** この件につきまして協会のほうからですね、事前に問い合わせがございまして、どのようなのぼりを立てるのか、写真に撮って送れというのがございまして、一応、長畝区でその写真を撮っていただいて、その写真を添付させていただいて、審査いただいて、決定いただいたという経過がございますので、一応、そののぼりについても立てることはOKということになりました。以上です。

**小野光明委員** そうすると今後、ちょうちんも認められているということは、ちょうちんを立てる門柱とかありますけれども、その修繕費なんかもみてもらえるということなんですか。

**地域づくり課長** 協会のほうでは、明らかに宗教的なものを判明できるものについては、難しいという判断が

ございますので、ケースバイケースになろうかと思えます。以上です。

**小野光明委員** このケースバイケースのところ、この全体を含めると祭典の備品ていうと、神社に入ってくるといわゆる宗教色が、私はそれほどつかないと思うんですが、その辺はどうなんですか。いわゆるこれは屋台のいろいろ道具類だとは思いますが、そういうところは、これでいくと、ある程度認められるということで考えていいですね。

**地域づくり課長** 申請にあたりましては、あくまでも地域の伝統的なお祭りであるという表現をさせていただいておりますので、協会のほうでも地域の伝統的なお祭りの一つというとらえ方をさせていただいております。以上です。

**小野光明委員** 済みません、確認ですけど、その協会という名前はどいった。協会の名称をもう一度教えてください。

**地域づくり課長** これは、財団法人長野県市町村振興協会でございます。以上です。

**委員長** よろしいですか。

**小野光明委員** はい。

**白木俊嗣委員** ちょっといい、その関連で。そういうことになりゃさ、阿禮神社じゃだけじゃなくてね、それ以外のお祭りなんかでもって、こういうものは必要だよ。そういうものも申請すれば、みんなくれるわけ。

**地域づくり課長** あくまでも決定をするのは協会側のほうでございますので、その内容によって判断が下されるものと承知しております。

**白木俊嗣委員** 協会がどうのこうのと言うけどさ、上げたのは皆さんでしょう。だからさ、阿禮神社以外でもほかにもいっぱいあるじゃない、その伝統文化でもってさ、いろいろやっているところが。そういうものもさ、ちょうちんだ、かねだ何だかんだって言やあ、それもみんな対象になるかってことを言いたいだ。じゃあ、皆さんが、そういうものをもっといろいろなければさ、どこだったって、今、祭典だったって、財政的に厳しいだだよ。そういう中でもって声をかければね、それじゃあ、みな、それぞれ申請して、市でもらえるもんだったら少しでも助成してほしいのが各地域の気持ちだもんでさ。じゃあ、そうやって上げてくれば、皆さんは、じゃあ、それで対応するわけ。

**地域づくり課長** 一応、各区長さんのほうにはですね、毎年この事業の内容の御案内をさせていただいて、申請のほうをいただいております。ここに、平成20年度の実績がございますけれど、一般コミュニティ事業につきましては、協会には56件の申請があって、そのうち採択は22件という状況でございますので、全部上げたのが必ず採択にはなるという状況ではございません。県下での数字ですが。

**白木俊嗣委員** だからおれが言ってるのはね、それ以外の地区でいろいろ伝統行事があるもんでさ、そういうものを、じゃあ、上げてやれば、そういう対象になるかってことを言ってるわけさ。

**地域づくり課長** 地域コミュニティの趣旨に沿ってですね、その地域のコミュニティの活性化に資すると思われる事業でございますれば、当然、申請いたしますし、こちらとしても、そのようなお手伝いをしていきたいと思っております。以上です。

**白木俊嗣委員** そいじゃあ、地域から上げてくれば、皆さんがそういう申請してくれることだね。

**地域づくり課長** 地域から申請があれば、お打ち合わせをさせていただいて、申請書をこちらとしても一緒に

作成して、申請をさせていただいている状況です。

**白木俊嗣委員** 昔さ、阿禮神社のね、屋台の関係についてもさ、県の補助金でもってやってもらうというようなあれがあってね、枠があって、ずっと今までやった経過はあるけどさ。各地域のそういうものもいっていいのはね、今初めて私たちだって聞くだよ。だから皆さんだったって、議会にだって、そんな話は一言もしてねえと思うよ。今初めてこんな話になったもんでさ、おれも聞くんだけどさ。今までは、阿禮神社については、あれだね、人のことを言っちゃあいけねえけどさ、中島正一さんが、塩尻のためになるって、それっきりねえって言って、みんなで笑ったことがあるけどさ。それ以外の各部落にあるそういう伝統事業については、いいなんて話は、一言も今までなかっただよな。だからどこからも出てきていなんだと思う。だから阿禮神社の関係だけ、特別待遇かなって、おれたちはそういう解釈してただよ。

**地域づくり課長** 補助につきましては、自治総合センターにおきましても補助を実施してございまして、平成13年度につきましては、太鼓の関係で阿禮神社の太鼓保存会、それから憑飛躍太鼓等がそれぞれ太鼓の整備をした経過がございますし、平成15年におきましては、元町におきまして、かねと篠笛等の整備をした経過がございます。毎年、あちらこちらで1点ぐらいの割合でございますけど、太鼓等の整備はしてきた経過がございます。

**委員長** よろしいですか。とりあえずここで、10分間休憩をいただきます。午前11時15分から。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

**委員長** 御苦労さまです。休憩を解いて再開をしたいと思います。

**財政課長** 先ほど白木委員さんのほうから、ウイングロードの貸付料にかかわってですね、テナント収入が、個々は無理なので平均でどのくらい収入になるのかという御質問がございました。総額、年額で約4,300万円でございます。したがって、平均いたしますと、坪ですね、一月分の一坪当たりの平均単価が約2,300円の予定でございます。

**委員長** よろしいですね。ほかにございますか。

**古畑秀夫委員** 駅の南地区開発なので、国と県から補助金が入ってるわけですが、これは、予想したような金額で来てるのかどうか。総額どのくらいになるのかってのは、わかりますか。これは、今回の部分だけなのだと思うんだけど。

**財政課長** 補正予算書の11ページの市街地再開発事業（塩尻駅南地区）ということで、今回、国庫補助金が1億4,580万円追加になっております。したがって、当初予算が、国の補助金が1億5,160万円だったので、国の補助金はあわせて2億9,740万円となります。あと県の補助金ですね、あくまで県のほうは県の予算の範囲内ということで、予算編成段階で、この分が見込むことができませんでした。今回、県のほうですね、予算の範囲内ということで内示がございました、先ほど説明したとおり。その額が3,333万円。これは、次のページの県補助金のところに提示をしてある数字でございまして、その合計額が、一応、補助金で今のところ確定している額でございます。

**古畑秀夫委員** そのほか、まだ入ってくるっていうのはあるわけですか。これで総額、国が2億9,000万円

余と県が3,300万円、これで補助金は終わりってことですか。

**財政課長** 本年度は終わりです。

**古畑秀夫委員** 来年度もある。それは、どのくらい見込んでるわけ。

**財政課長** ちょっと今、資料を持っておりませんが、塩尻駅南につきましては、事業パートナーとしてサン・ビジョンさんのほうで計画を立てております。今のところ実施計画の中では、2カ年でもってこちらを計画するというのでございますので、大体同じような額になります。

**古畑秀夫委員** 市の出し分ってというのはどのくらいになるんですか。

**財政課長** 当初予算ですね、1億5,160万円、国と同額の額を市で上乗せして補助金として出すということで、市の考え方は、あくまで補助基本額分を補助金として出していくという考えでございます。したがって、今回、1億5,160万円でございます。補助基本額、国の補助基本額分を出すという考えでございますので、今回、国の補助金と県の補助金が加算されましたので、市の負担分は、逆算いたしますと3,623万円減ります、今回。したがって、市の補正後の持ち出し分といいますか、負担分は1億1,537万円になる見込みです。

**白木俊嗣委員** さっきのその数字だけ聞いてさ、うんうんで済ましちゃあいけねえと思うで、またの機会に、これ、やろうと思ってるけどさ、参考までに言うておくけどね、あの高出のカインズではね、あの一画の単価ね、建物は全部事業主持ちでもってさ、やって、あそこはね、坪3,000円から4,000円ってことだけちょっと頭に入れておいてくれ。だで、この数字が安いのか高いのかって議論は、また、おれ、別の機会にするからさ。それだけ。

**副市長** 駅南じゃなくて。

**白木俊嗣委員** 駅じゃない、高出のね、カインズ。

**副市長** 今の御質問は。

**白木俊嗣委員** さっきのテナントの話。要するにさ。いいわ。またの機会にする。

**委員長** またの機会だそうです。ほかに。

**小野光明委員** 4ページの債務負担行為の関係ですけども、1億8,000万円みますということで、これは、こども広場の改修費ということなんですが、その考え方なんですが、これ、全額市費ではないと思うんですが、まず、改修費1億8,000万円の歳入の内訳っていうのがわかったら教えてください。

**財政課長** あくまで、この1億8,000万円の今回限度額で加算する分につきましては、振興公社が金融機関から借り入れる額の限度額を補正するものでございます。したがって、今回の補正予算の額で、それとイコールの額は、歳入歳出でてまいりません。それが不思議というお話だと思いますが、歳出の21ページにですね、大門一番町地区暮らし・にぎわい再生事業の中で、暮らし・にぎわい再生事業補助金1億2,960万円が補助金として出しますが、先ほど委員さんがおっしゃられた実際の改修費は1億8,000万円でございます。補助基本額分だけ市のほうは出すという考えでございますので、歳出ではこの額でございます。そうすると、市は何か、振興公社は1億2,960万円、市から入ってくるのに、何で1億8,000万円借りるかっていう疑問が生じますが、当然補助金でございますので、事業が終了しないと市のほうは国のほうの補助金とあわせて出すことができませんので、振興公社は当面の資金として1億8,000万円を全部借りないと、金融機関から、



事業運営ができません。そんなことで債務負担行為の金融機関から借りる振興公社の限度額は、純然たる1億8,000万円を計上しましたというものでございます。

**小野光明委員** 別の関係で、国の内示が、先ほど増額したのが幾つかあるということだったんですけども、新聞報道なんかですと逆に内示が減額になったということですね。例えば、振興バスなんかの関係は、減額になってどうするということがあるんですけども、市についてはその国の内示が減額になったってというのはないんでしょうか。

**財政課長** 済みません、聞き直させていただきますが、この補助金に関してではなくて、総額でということですか。まだ、いろいろな関係で国のほうも動いてまいりますので、今の段階でうちのほうで確実にこれが減るかですね、というものは、今の段階でちょっと申し上げられるものはありません。ただ、確実にこう上がってきたものについては、そのたび、補正予算で計上させていただきますので、よろしくお願いします。

**委員長** ほかにいかがですか。

**小野光明委員** ちょっと今回の議案とは離れてしまいますけど、過疎計画、過疎法の関係ですが、5月18日に地域審議会でその説明をしてると思うんですけど、その審議会ではどんな内容で話し合い等が行われたんでしょうか。

**企画課長** 檜川地域審議會の話でよろしいですか。審議会のほうで総合計画のまず概要について説明をさせていただきました。その段におきまして、審議会の委員の皆さんから何点かお尋ねをいただいております。その中の事項といたしましては、例えば、平沢の、今回、本会議の中にも話がありました、重伝建事業とか、そういった形のものをどういった形でなるかとかというような話も中には取り上げたものもあります。一応、総合計画全体の経過の段階において、御意見を聞いてきた経緯もございましたので、その段では、全体の状況について説明をさせていただきました。

**小野光明委員** 合併から5年がたったということで、3月の委員会の時に中間報告をするのかしないのかってということも含めて議論するという話が、当時の課長からありましたけども、その辺はどうだったんでしょうか。

**企画課長** その取り組みの状況については、今回の審議会の中では、説明は、その報告は来ておりません。

**委員長** 小野委員に申し上げますけど、審議内容には入ってない事項でありますんで、また別の機会に御質問いただければと思います。

**小野光明委員** 委員会としてはできるはずなのでお願いします。

**委員長** その点はどうです。

**小野光明委員** だから、委員会としては。

**委員長** 議題に入っていない問題でありますんで、また、別の機会にその関係はやっていただけますか。

**白木俊嗣委員** 総務委員会ってというのはさ、全体にわたることをさ、議論する委員会だもんで、関連してればさ、そりゃ、ある程度委員会でもって、いいと思うよ、それは。

**委員長** どこで関連。

**小野光明委員** だって総務の取り扱い事項に入るんですから、委員会の中で。

**委員長** その点。

**議会事務局長** 確かに内部的には、白木委員さんの言うように総務委員会ですので、あらゆる分野に回ってし

まいりますけれども、たまたま今回の、今言う小野委員さんの意見の中では、総務委員会に絡んでいる部分っていう形の中では、全然はずれてるっていうことではないと思いますので、別段やっても、そういうふうに思います。

**委員長** いいですか。

**議会事務局長** はい。

**委員長** それじゃ、そういうことでしたら、続けていただいて結構です。

**小野光明委員** 中間報告の関係を、そうすると合併から5年ということで、一つの間報告的なものは出さないってことでしょうか。

**企画課長** 出さないっていうんじゃなくて、5月の審議会では、その件についてってのは、そこでとりまとめて報告したものではありません。当然ながら、今度、過疎債、過疎計画の、ここで計画づくりを法の延長に伴ってやってまいりますので、その検証もしながら取り組んでいかなきゃいけないと考えております。

**小野光明委員** そうすると、当然、検証ということが入ってくるかと思いますが、今後のですね、法律が6年間延長ということで、ソフト事業も3,500万円認められているという方向が出てますけども、現時点で、市のサイドとしては、基本的な方向っていうのはどんなふうに考えてるのか、考えていることがあると思いますので説明してください。

**企画課長** 基本的な、まだ方針というものは素案づくりした段階で、以前、全協でも説明させていただいたところでありますが、議会にも報告しながら御意見をいただいて最終的なものを詰めていくという、現在、そんなスケジュールを組んでおりまして、その中で、県のほうが、前段に方針を依命をしますと、それを見て取り組んで行くという考え方を持っております。基本的なことを、ここで、現在の時点で申し上げられる話としたら、現在もある過疎計画を踏襲しながら、なおかつ、総合計画と整合しながら盛り込んでいくものかなと、こんなふうに考えております。

**小野光明委員** ちょっと抽象的になってしまうので、具体的に伺いますけど、例えば、檜川保育園ですか、保育園がちょうど改修で新築ということになりますよね。それは、当然対象になってくるかと思いますが、今、考える段階で、こういうものには充当されるとか、されないとかっていうのが、わかたら教えてください。

**企画課長** 過疎債、財源としたら過疎計画は何をあてがっていくかと言ったら、財源的には過疎債という形になるかと思いますが、それらについては実施計画の中で、また議論しながら何をもってやってくかっていう課題になります。今、委員さん、おっしゃるとおり、保育園の問題は当面の計画でありますので、そういったところには取り組んでいくと。今回、その法の改正に沿って出てきているお話の中では、ソフト事業についての3,500万円という限度額っていうものがありますので、じゃあ、それを財源として何に取り組んでいくかってのは、過疎計画の事業計画をまた検討していく中で、取り組んでいかなければいけない課題かなと考えてます。

**小野光明委員** ちょっと抽象的になっちゃってあれなんですけど、端的に言うと、今までつくってきたものがあって、地場産センターが今後16年で改修もしなきゃいけないっていうことなんですけども、多分、過疎債、ソフト事業でそこに入るかわかりませんが、改修費は入らないってことでいいですよ。

**企画課長** 地場産センターというのは、財団法人が運営している事業であります。じゃあ、そのまま対象にならないかと言いますと、補助金という形でソフトの部門から検討する材料では可能性はあります。今回、例えば、

上がっているような、本会議でも上がった、何ですか、デジタル化に向けた地域の部分の課題だとかですね、あるいは診療所の課題だとか、振興バスの関係だとか、いろいろ檜川地域においても合併協以来から継続された、そういった課題もありますので、そういったものを過疎計画の中で、こういった方向でやっていくかというのもまず取り上げしながら、そして、今度は、実施計画のところ、具体的に落とし込んでいくというふうになるのかなと。

**小野光明委員** 前回のいわゆる後期計画ですか、過疎自立促進事業ですね、いわゆるハード事業では上限がないっていうことだったんですが、今回の6年間延長ということで、そうは言ってもですね、特例債がそうであったように、過疎債についても一定の上限と言いますか、はめることは可能だと思いますけども、いかがでしょうか。

**企画課長** 合併特例債は、委員さん、御存じのように上限をもって評価額の最高限度額は決まっていますし、じゃあ、塩尻市がその最高限度額を全部活用してやるかってことについては、それもイコールってような話では、今、その意向は出してませんが、過疎債については、財源的に100%全部あてがうことができるんで、交付税では70%を今年度負担で今年度に措置を受けるというようなシステムになっておりますので、特例債と比べては大変有利な起債であるということはわかります。しかし、その交付税措置を受けたとしたって、あと30%ってものは一般財源の中で今年度負担していかなきゃいけないんで、それは長期にわたった塩尻市の財政計画、塩尻市の財政経営計画の中で、地方財政計画の中で、長期を見つめながら検討していかなければいけないことだろうと思います。

**小野光明委員** ざっくりとですね、10年間、過疎をやった時に、今回6年間ですので、当然、その6割ってというのが一定の上限かなっていう気がするんですけども、そういう考え方でいいわけですか。

**協働企画部長** 小野委員のですね、全協での御質問でもお答えしたと思いますけれども、過疎債ありきのですね、事業計画っていうのは策定していかないというお話をさせていただきました。やはり、ただいま課長が言いましたように実施計画なり、必要な事業に充てていく、そのための計画をしておくということでございますので、過疎計画を立てて、過疎債が充てられるからどんどんどんどん事業をやる、そういう考え方は持ってありませんので御理解をお願いしたいと思います。

**委員長** よろしいですね。ほかに。

**副委員長** 11ページの母子生活支援施設の、この負担金に関して内容をもう少し詳しく説明をお願いします。

**財政課長** 今回の補正につきましては、当初予算で52万4,000円盛ってございます。これは、DV被害に遭われた方が、継続して母子生活支援施設に入所をされていたんですが、お子さんが進学するのをきっかけに、2カ月くらいで出たいということで、当初予算では2カ月分しかみてございません。当初予算、編成したのをですね、3月末にDV被害者、1件新たに出ましてですね、その対応ですね、今回、1世帯分12カ月分を補正するのが1点でございます。もう1点はですね、助産施設での出産措置ということで、これは経済的理由により入院助産できない人が対象になります。今回対象と予定されている方が、生活保護を受けられている方お一人分で、6月出産予定でございまして、この分について措置をさせてもらいたいというもので、その2点でございます。

**副委員長** 特にDV被害者もふえているわけですがけれども、増加傾向というか、近年、この負担金を利用して

いる人の割合っていうのがわかりますか。

**財政課長** ちょっと当委員会に担当がありませんので、そこまではわかりませんが、以前、私もこの担当をしておりまして、年によって3世帯も出れば、全然出ない時もありますが、ただ私が5年くらい前に担当した時は、初めて1件担当したっていうのが前任者でした。私は、いつも3件担当しましたので、増加傾向には、やはり、昔と比べてはですね、多分伸びています。

**副委員長** それで、この負担金の利用期限っていうのは、あるはずですよ。例えば、半年までとかっていう、そういう状況が。

**財政課長** 母子生活支援施設につきましては、入所要件に該当していればですね、当然、母子ですので母親と子供と一緒になければいけませんので、お子さんが児童福祉法では18歳ですかね、までは、そういった条件にあてはまっていればですね、一応、措置するという考え方でございます。

**副委員長** 続けてその下の高等技能訓練に関しても申請者がふえたということですが、具体的にどんな職種の訓練なのか、わかりましたらお願いします。

**財政課長** こちらが母子家庭のお母さんを対象にした制度、母子家庭高等技能訓練促進事業っていうのはですね、2年制以上の、要は学習というか就業をして得られる資格、要は、ある程度高度な資格をとってですね、生計を得るための制度でございます。したがいましてですね、担当課のほうから聞いている資格としてはですね、6人の申請がございまして、お一人が看護師でございます。准看護師が4人、それから介護福祉士が1人ということで、合計この6人でございます。

**副委員長** なかなか母子に限らず、今、就職が厳しいという現状ではありますが、この申請を受けた場合、今回は、看護師さんとか介護士さんとか、社会的にもまだ人材不足の部分でありますので、就職に関してはそんなには心配はないだろうと思うんですけども、仮にこの補助金を受けて就職を希望しているけど、まだできないというような場合に、返還をしなきゃいけないとか、そういうことはないですか。

**財政課長** そういったものはございません。

**副委員長** はい、わかりました。

**委員長** ほかにございますか。

**古畑秀夫委員** 直接、議案とはちょっと関係ないんですけど、市民サービスとか、職員の労働条件に少しかわるものですから、ちょっと頼まれたことなんですけど、市民課の窓口はお昼休みは、多分職員交代で窓口へ出て、市民が来た時に対応できるような体制をとっていると思うんですけど、そのほか、市民がお昼休みにかなり来る職場もあると思うんですけど、何か、そこでお昼食していたら、お昼食いながらやめて対応しなければいけないようなことがあるというようなことで、どういうふうになっているのか、まず聞きたいと思うんですけど、全体的に、特にお客様というか、市民が見えられる職場でどういうふうなお昼休みの対応はなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**人事課長** 例えば、税務課等はですね、当番を決めましてお昼時間対応いたしまして、そのあと休暇をとるといような形でやっていますし、そういうことを特にしていないところについてはですね、当番制でなければですね、なるべく市民に対応するというでなくてですね、臨機応変に対応しております、時間的に、例えば、休暇時間1時間全部使ってしまったというようなことであればですね、それをまたほかの時間で休んでいただく

というような体制で。当番制で窓口を設置している課もございますし、そうでないところについては、労働した時間について他の時間で休暇をとるというような形でございます。

**委員長** 古畑委員ね、とりあえず、付託案件だけ先に審議を進めていただきましてですね、もしありましたら、そのあと、お出しいただければと思います。ほかにございますか。よろしいですかね。

それでは、議案第12号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第12号については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

**委員長** その他、関係する案件に御質問がありましたらですね、お出しいただければと思います。

**古畑秀夫委員** 今の話の続きで申し訳ないんですが、今の話だと市民課の窓口と税務のほうだけで、ほかはやっていないってことでしょうか。やってることか、やっているのに、それはちゃんと、例えば、午後1時から午後1時までは違う人が出る、その代わり午後1時から午後2時まで、その人にお昼休みの休憩時間を別に与えるとかっていうちゃんとしたのがあるのか何か、臨機応変にとかと言うと、どういうふうになっているか、ちょっとよくわからないんだけど。

**市民環境事業部長** ちょっと今、市民課という声が出ましたので、市民環境業務部の状況をちょっとお話させていただきますと、うちは常時お見えになる職場ばかりなものですから、市民課と同様に当番をつくりまして、その当番が窓口に出て1時間対応するという形です。ですから昼食等については、ずらしてとるような状況でございます。これは、市民環境事業部の仕組みです。

**税務課長** 総務部1階の税務課、収納課におきましては、先ほど人事課長が御説明しましたとおり、午後1時から午後1時までの1時間、当番制をとりまして対応をしております。したがって当該者の休暇、食事については、ずらした時間の中で対応させていただきます。以上です。

**古畑秀夫委員** そのほかは、わからねえかい、ここじゃあ。福祉の関係だとか。

**副市長** 窓口で多く見えるお客さんですね、直接窓口対応のサービスも、そういうことを言うとちょっと語弊がありますが、そういうところは、今言ったように当番制ってというようなことでやらさせていただいてますし、あとのところは、例えば、たまたまきょうは来たけれども、あしたは来ないってようなこともありますので、常時当番制をとっていないと思います。よく来るところは、そういうところに対応していると思いますけれども、そうでないところは、来れば、当然、申し訳ないですが、お昼を休んで、対応を市民優先でやってもらいますから、その分は、はっきり休暇願とか、そういうことじゃなくてですね、昼食時間が例えば午後1時を過ぎてしまっても、その分は休んで、そこで昼食をとってもらうというようなことで、臨機応変ってのは、そういう意味で臨機応変って言ったと思いますので、決して、午後1時になっちゃったから、昼食をとるのをやめてすぐ業務に就きなさいというような指示はしてないと思います。そういうことで、例えば、30分なり1時間なり、そのところを調整させてもらってやってるっていう意味ですので、どこの課がどういう当番制をやっているかっていうのは、ここではあれですけども、常時、例えば市民課とか税務課とか、そういうところは、そういう体制をとらせていただいています。それは所属長の判断でやらさせていただいています。

**古畑秀夫委員** いずれにしても、そういうことで市民の方が来ただけ弁当を食って、その合間に飛んできた

っていやあ、その方たちもちょっと気を使っちゃうし、そうかと言って、外へ食べに行った人たちは、全然、そんなこと知らねえみたいなふうになって、アンバランスみたいなものが出たり、いろんなことがありますので、そういうことで、ちゃんとお昼休みも、全部のところとは言わないけれども、市民が訪れる数の多いようなところはきちとした対応をとってほしいということだけ要望しておきます。以上です。

**委員長** ほかに何かございますか。ないですかね。それではですね、とりあえず、私どもの委員会に付託をされました議案に対しましては、全て終了いたしました。

ここで一たん、休憩をとりましてですね、お昼を食べていただきまして、午後1時から協議会を開きたいと思えます。それから、のちに陳情の審査を行いたいと思えますのでよろしくお願いをいたします。

午前11時48分 休憩

午後2時02分 再開

**委員長** 休憩を解いて委員会を開催したいと思います。

#### 陳情6月第1号 長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情

**委員長** 私どもの委員会へ付託をされておりました陳情について、これから審査を行いたいと思えます。平成22年6月第1号であります。長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情ということで、ただいま、協議会でも御説明をいただいたわけですが、これに関連した陳情案件であります。委員の皆さんから何か御意見等ありましたら、お出しいただければと思えます。

**白木俊嗣委員** 委員は、みんな理解している。

**金田興一委員** 今、お話を聞いて理解しました。

**白木俊嗣委員** 理解しました。

**委員長** どうでしょう。いいですかね。

**中野長勲委員** 悪いことじゃない。

**委員長** 特に、そうしますと、これは。

**金田興一委員** いらない。

**古畑秀夫委員** この陳情の中の2番のほうにある、いわゆる人権侵害になるような状況にというような心配があるわけですので、そういったことにならないようにというようなことは、広域のほうへは意見を申し上げてやっていたらというふうに思いますが。

**委員長** いい、特にいい。

**収納課長** これはですね、県の広域のほうの事務も同じ地方税法と国税徴収法に基づいてやりますし、この守秘義務ってのは、特に税の場合は厳しくなっておりますんで、こちら辺は、法律に基づいて執行していくということです。

**委員長** これ、ただ意見書の中へ、あれだよな、課長。この2番に関しては、共同化反対ってしておいて、そうしておいて、この項目を入れろってことはおかしい話だ。

**古畑秀夫委員** そういう心配があるということで、今、話があったけども、そういう心配があるってということ

で多分出してあると思うんだよ。それを1と2は矛盾したようなことで、何ていうか意見書になっているけども。

**金田興一委員** 2のところに役割じゃなくて、陳情書とそごを来たしますがつっておきゃあ話はわかる。

**中野長勲委員** 裏の意見書には案だってここ書いてあるぞ。

**委員長** あれですかね、当委員会としては、この陳情に対しては、不採択というところでもよろしいですかね。

〔「いいです」の声あり〕

**委員長** じゃあ、この案件については、当委員会では不採択とすることに決定をいたします。

それでは、私どもに付託をされましたすべての案件が終了をいたしました。大変御苦労さまでした。

#### 閉会中の継続審査の申し出

**総務部長** 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。協働企画部、市民環境事業部、総務部とも重要事項を抱えておりますので、協議会等お願いすることもあろうかと思いますが、よろしくをお願いをいたします。

**委員長** 御異議ございませんね。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** では、異議なしと認めます。

最後に理事者からごあいさつがございましたら。

#### 理事者あいさつ

**副市長** どうも慎重な御審議をいただきまして、それぞれ原案のとおりお認めをいただきましてありがとうございました。私どもも一生懸命また努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく引き続き御指導をお願いしたいと思います。また、委員の皆さんは梅雨時ということもございます。どうぞ健康管理に十分御留意されて、御活躍していただきますようお願い申し上げます。御礼のあいさつとさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

**委員長** どうも大変御苦労さまでございました。

午後2時07分 閉会

平成22年6月16日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印